

板橋区民生・児童委員協力員事業実施要領

(平成20年9月11日福祉部長決定)

1 趣旨

この要領は、「板橋区民生・児童委員協力員事業実施要綱（平成20年9月11日区長決定）」（以下「要綱」という。）に基づく板橋区民生・児童委員協力員（以下「協力員」という。）事業を円滑に運営していくため必要な事項を定めるものとする。

2 委嘱等の手続き

(1) 区長は、要綱第5条に基づき協力員の推薦を行うにあたっては、東京都民生・児童委員協力員事業実施細目に定める協力員推薦書に承諾書、履歴書を添付して東京都知事（以下「知事」という）に提出する。

(2) 区長は、要綱第2条に基づき業務を依頼するにあたり、協力員から誓約書（別記第1号様式）を徴し、業務依頼書（別記第2号様式）を交付するものとする。

3 記録の提出

協力員は、要綱第3条に基づき活動した記録を一か月ごとに書面により作成し、各地区民生・児童委員協議会を経由して区長に提出しなければならない。

4 個人情報の取扱い

協力員は、要綱第2条に基づく業務を行うにあたり、区長から提供された原票、資料等の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に努めなければならない。万が一、事故が発生した場合には、直ちに区長にその内容を報告しなければならない。

5 解嘱の手続き

区長は、要綱第6条（1）から（3）に定める事項に該当したときは、知事への具申に先立ち、当該協力員に対し、解嘱を行う具体的な理由を説明するものとする。

付 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

誓 約 書

私は、民生・児童委員協力員として貴職による業務依頼を受諾するに当たって、以下の事項を遵守し、誠実に業務を行うことを誓います。

- 1 委嘱期間中は、東京都知事の指揮監督を受けるとともに、業務について貴職の指導・指示に従います。
- 2 民生・児童委員の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をいたしません。
- 3 貴職が承認した場合を除き、協力員の活動において知り得た秘密を、業務依頼期間中及び協力員でなくなった後においても、第三者に漏らしません。
- 4 上記の事柄に反する行為をした場合は、貴職及び被害を受けた第三者に対して自ら責任を負います。

年 月 日

住 所
氏 名

印

区・市・町・村長 殿

業 務 依 頼 書

年 月 日

殿

区市町村長

公印

東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱に基づき、下記のとおり業務を依頼します。

1 担当区域

(区市町村名又は単位民児協区域)

2 業務依頼内容

(区市町村において定める業務)

3 業務依頼期間

年 月 日から 年 月 日まで (委嘱期間と同一)

4 協力員として遵守すべきこと

- (1) 協力員は、区市町村長が承認した場合を除き、協力員の活動において知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。なお、協力員でなくなった後も同様とする。
- (2) 協力員は、その業務に関し、区市町村の指導を受けるとともに、業務内容に応じて、協議会又は個々の民生・児童委員の指示に従う。

(その他、区市町村において定める事項)